

最高裁人任E第751号

(人い-1)

昭和60年11月27日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局

人事局長 桜井文夫

高等裁判所が命ずる裁判官の職務代行の報告について

(通達)

各高等裁判所が、裁判所法の規定により裁判官の職務代行を命じ、若しくは免じたとき又は再任、任命替、転補等によって裁判官の職務代行が自然消滅したときは、昭和61年1月1日からは、別紙様式によって報告してください。

なお、昭和39年10月1日付け最高裁人任第1917号人事局長通達「高等裁判所または地方裁判所が命ずる裁判官の職務代行の報告について」は、昭和60年12月31日限り、廃止します。

(別紙様式)

文書番号

年 月 日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

〇〇高等裁判所長官 氏 名



職務代行裁判官報告書

| 発令事項 | | 発令年月日 | 現官職 | 氏名 | 備考 |
|--------|--------|---------|------|------|----------------|
| 種別 | 職務代行官職 | | | | |
| (記載例1) | | | | | |
| 命 | 東京高判 | 平5.10.1 | 東京地判 | 甲野太郎 | |
| 免 | 東京高判 | 平5.10.1 | 東京地判 | 乙山次雄 | |
| (記載例2) | | | | | |
| 任期終了消滅 | 東京地補 | 平5.4.7 | 浦和地補 | 丙川三郎 | |
| 命 | 東京地判 | 平5.4.8 | 浦和地判 | 丙川三郎 | 平5.4.8~平5.4.30 |
| (記載例3) | | | | | |
| 転補消滅 | 東京高判 | 平5.5.15 | 横浜地判 | 丁野四郎 | 平5.5.16長野地へ転補 |

注1 現官職は、職務代行を命じた基礎となる官職のみを記載する。

2 職務代行を命ずる場合、期間を定めたものについては、「備考」にその期間を記載する。